

平成26年度決算状況について

- 奈良県後期高齢者医療広域連合の収支状況・・・・・・・・・・ P 1
【平成26年度決算】

- 医療給付費等における財源構成（平成26年度）・・・・・・・・ P 2

奈良県後期高齢者医療広域連合の収支状況

科 目		平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	対前年度 増減額	対前年度 増減比
収入		百万円	百万円	百万円	%
	保 険 料 負 担 金	11,823	12,521	698	5.90%
	保険基盤安定(保険料軽減分)	2,559	2,769	210	8.21%
	国 庫 支 出 金	48,408	50,545	2,137	4.41%
	県 支 出 金	12,868	12,370	-498	-3.87%
	市 町 村 負 担 金	11,397	11,914	517	4.54%
	事 務 費 負 担 金	596	583	-13	-2.18%
	支 払 基 金 交 付 金	62,008	63,423	1,415	2.28%
	特別高額医療費共同事業交付金	44	52	8	18.18%
	繰入金(臨時特例基金)	913	945	32	3.50%
	借 入 金	0	0	0	-
	そ の 他	188	266	78	41.49%
	小 計	150,804	155,388	4,584	3.04%
	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	0	1,105	1,105	-
	繰入金(医療給付費準備基金)	0	0	0	-
(前年度からの)繰越金	2,135	5,214	3,079	144.22%	
収入合計(収入総額)	152,939	161,707	8,768	5.73%	
支出	議 会 費 ・ 総 務 費 等	511	509	-2	-0.39%
	保 険 給 付 費	145,082	148,914	3,832	2.64%
	財政安定化基金拠出金	129	67	-62	-48.06%
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	40	39	-1	-2.50%
	保 健 事 業 費	338	384	46	13.61%
	医療費適正化事業費	96	91	-5	-5.21%
	そ の 他	1,529	3,794	2,265	148.14%
	小 計	147,725	153,798	6,073	4.11%
	基 金 積 立 金	0	1,855	1,855	-
	前年度繰上充用(欠損補填)金	0	0	0	-
公 債 費	0	0	0	-	
支出合計(支出総額)	147,725	155,653	7,928	5.37%	

収 支 差 引 額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額-支出総額)	5,214	6,054	840	-
	単 年 度 収 支 差 引 額 (単年度収入-単年度支出) A	3079	1590	-1489	-
	前年度負担金・補助金等精算額等 B	1450	3617	2167	-
	当年度負担金・補助金等精算額等 C	-3617	-4538	-921	-
	精算後単年度収支差引額 A+B+C	912	669	-243	-

基金残高	円滑運営臨時特例基金	90	250	160	177.78%
	医療給付費等準備基金	696	1,446	750	107.76%

(注1)端数の関係上、会計及び収支差がずれることがある。

(注2)数値は、奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計と特別会計の合計額(会計間の繰入・繰出の重複控除後)である。

(注3)「基金積立金」とは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金及びその他の基金への積立金の合計額である。

(注4)「前年度国庫支出金精算額等」とは、当該年度に行われた前年度の国庫負担等の精算額である。

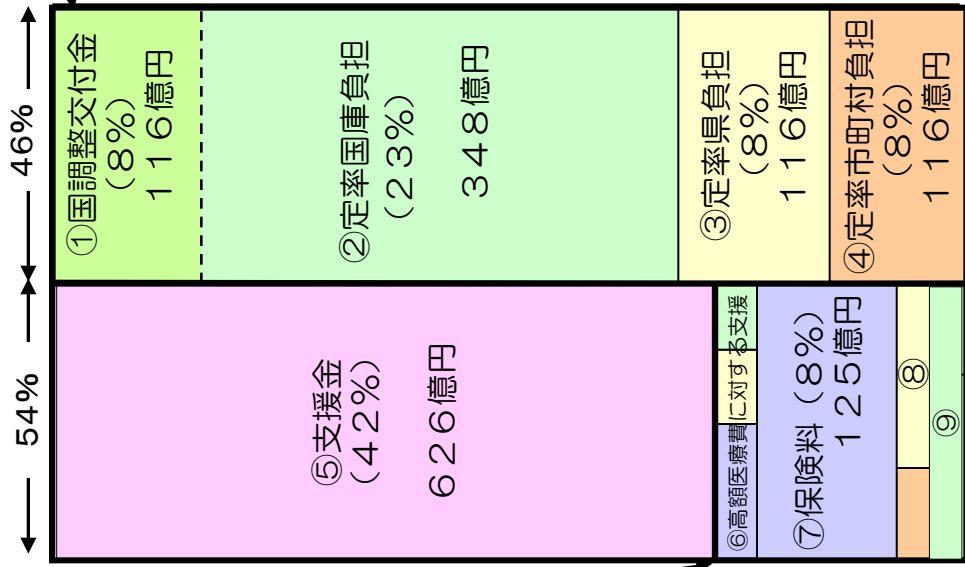
(注5)「当年度国庫支出金精算書等」とは、翌年度に行われる当該年度の国庫負担等の精算額である。

医療給付費等における財源構成(平成26年度)

医療給付費等総額：1,499億円

奈良県後期高齢者医療広域連合

※負担金等精算後の額を示す



⑥-1 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、セプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、**国及び県が1/4ずつ負担**する。
事業規模 13億円程度

⑥-2 特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、セプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。
事業規模 0.5億円程度

①調整交付金 (国)

- 普通調整交付金 (全体の9/10) 広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。
- 特別調整交付金 (全体の1/10) 災害その他特別の事情を考慮して交付する。

- ⑧保険基盤安定制度
- ⑨制度施行後の保険料軽減対策

○保険基盤安定制度

- ・低所得者等の保険料軽減 (均等割7割・5割・2割軽減) 及び被扶養者の5割軽減) <市町村1/4・県3/4> ⑧事業規模 28億

○制度施行後の保険料軽減対策 (国)

- ・低所得者の更なる保険料軽減 (均等割9割、8、5割) 及び所得割5割軽減) 及び被扶養者の9割軽減 <4割軽減分；国> ⑨事業規模 10億

事業規模 (⑧+⑨) 38億円